

令和6年度版

# 沼津市の福祉サービス一覧

令和6年7月

沼津市福祉事務所

# 目 次

(1) 子育て支援サービス	・ ・ ・ ・	P 1
(2) 障がい者(児)支援サービス	・ ・ ・ ・	P 7
(3) 高齢者支援サービス	・ ・ ・ ・	P 13
(4) 要介護者支援サービス	・ ・ ・ ・	P 15
(5) 生活困窮者支援サービス	・ ・ ・ ・	P 24
(6) その他の支援サービス	・ ・ ・ ・	P 25

## 【メールアドレス】

福祉企画課	: fukushi-ki@city.numazu.lg.jp
社会福祉課	: shafuku@city.numazu.lg.jp
こども未来創造課	: kosodate@city.numazu.lg.jp
こども家庭センター	: kodomokatei@city.numazu.lg.jp
長寿福祉課	: chouju@city.numazu.lg.jp
基幹型地域包括支援センター	: kikangatahoukatsu@city.numazu.lg.jp
介護保険課	: kaigo@city.numazu.lg.jp
障がい福祉課	: syouhuku@city.numazu.lg.jp
障がい者基幹相談支援センター	: syougaiikikan@city.numazu.lg.jp

## (1)子育て支援サービス

	サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
沼津市子育てポータルサイト	<p>子育て関連イベント情報や、幼稚園・保育園等の施設情報、各種手続き方法など子育てに関する情報を発信しています。</p> <p><a href="http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kosodate/index.htm">http://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kosodate/index.htm</a></p>	-	<p>こども未来創造課 企画係 TEL: 934-4842</p>
こども家庭センター	<p>妊娠期から子育て期に渡り切れ目なく、家庭相談員や子育てコンシェルジュ、母子保健コーディネーターが、妊娠・出産や子育て、子どもに関して、一体的に相談支援を行います。</p> <p>こども家庭センターの開設に併せ、ヤングケアラーの相談窓口も開設しています。</p>	-	<p>こども家庭センター TEL: 951-1212 E-mail: kodomokatei@city.numazu.lg.jp ヤングケアラー専用ダイヤル TEL: 951-1218</p>
子育てコンシェルジュ(こども家庭センター)	<p>子育て家庭の様々なニーズに対し、「子育てコンシェルジュ」として、総合的な相談を行うとともに、地域における保育サービス等に関する支援を行っています。</p>	無料	<p>こども未来創造課 子育てコンシェルジュ TEL: 934-4826 E-mail: kosodate.ouen@city.numazu.lg.jp 沼津っ子ふれあいセンター TEL: 952-8077</p>
家庭児童相談室	<p>子どもの成長、養育、家族関係等に関する様々な子どもの問題について、家庭相談員などが相談・指導・援助を行っています。</p>	<p>対象者: 市内在住の児童及びその保護者</p>	<p>こども家庭センター TEL: 951-1212</p>
児童虐待防止	<p>深刻化する児童虐待を早期発見・対応するため、養育支援訪問を行っています。</p> <p>また、予防啓発のための講演会や出前講座を実施しています。</p>	<p>対象者: 市内在住の児童及びその関係者</p>	<p>こども家庭センター TEL: 951-1212</p>
発達や障がいに関する相談	<p>心身障がい児の療育の相談及び指導や、児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援に関する事業を行っています。</p>	<p>対象者: 市内在住の児童及びその保護者</p>	<p>児童発達支援センター みゆき TEL: 968-0500</p>
障害児入所施設「あしたか学園」	<p>利用者の日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与等に係る支援を行っています。</p>	<p>対象者: 障がいのある児童</p>	<p>管理・運営については こども家庭センター TEL: 951-1212</p>
親子絵本ふれあい事業(ブックスタート・ブックステップ・ブックフォロー)	<p>乳幼児の健康相談・健康診断の場で、絵本の読み聞かせや配布とあわせて、読書相談や本の情報提供を行っています。</p>	<p>対象者: 市内在住の乳幼児及びその保護者</p>	<p>こども未来創造課 企画係 TEL: 934-4842</p>
手当等の支給	<p>【児童手当】 (9月分まで) 中学校修了前の児童を養育し、受給者の所得額が国の基準にあてはまる人に対して、児童の年齢、出生順位等により月額5,000円、10,000円、15,000円を支給しています。 (10月分以降) 高校生年代までの児童を養育している人に対して、児童の年齢、出生順位等により月額10,000円、15,000円、30,000円を支給します。</p>	<p>対象者: (9月分まで) 市内在住で、中学校修了前の児童を養育している人 (10月分以降) 市内在住で、高校生年代までの児童を養育している人</p>	<p>こども未来創造課 こども手当係 TEL: 934-4827</p>

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
	<p><b>【児童扶養手当】</b>  18歳到達後の年度末まで(障がい児は20歳未満)の児童を養育するひとり親家庭、又は父母の一方が一定の障がいの状態にある場合などで、本人及び同居の扶養親族の所得額が国の基準にあてはまる人に対して、(10月分まで)  対象児童が1人の場合、全額支給で月額45,500円、一部支給で所得に応じて45,490円から10,740円、2人目の児童は月額10,750円から5,380円、3人目以降は児童1人につき6,450円から3,230円ずつ加算します。  (11月分以降)  対象児童が1人の場合、全額支給で月額45,500円、一部支給で所得に応じて45,490円から10,740円、2人目以降は児童1人につき月額10,750円から5,380円ずつ加算します。</p>	<p>対象者：  市内在住で18歳到達後の年度末まで(障がい児は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭の父・母等</p> <p>こども未来創造課  こども手当係  TEL: 934-4827</p>
ひとり親家庭等の支援	<p><b>【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】</b>  対象講座受講に支払った費用の60%相当を支給しています。  (原則上限20万円 下限12,001円)  ※専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講する場合は修学年数×40万円  ※雇用保険法による教育訓練給付金を受給できる人は、その額を差し引いた差額が対象となります。</p>	<p>対象者：  市内在住の母子家庭の母または父子家庭の父で事前相談が必要です。</p> <p>こども未来創造課  こども手当係  TEL: 934-4827</p>
	<p><b>【高等職業訓練促進給付金】</b>  対象資格(看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格等)を取得するために、6月以上(雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座)養成機関に通う母子家庭の母または父子家庭の父に対し、修業期間中4年を上限とし、月額10万円(市民税課税世帯は7万500円、最終12月は4万円加算有)を支給しています。  また、修了支援給付金を5万円(市民税課税世帯は2万5,000円)支給します。</p>	<p>対象者：  市内在住の母子家庭の母または父子家庭の父で事前相談が必要です。</p> <p>こども未来創造課  こども手当係  TEL: 934-4827</p>
	<p><b>【高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金】</b>  対象講座の受講開始時、受講修了時と、合格時にその受講経費の一部を給付金として支給します。  (通信制の場合：上限15万円、最大60%)  (通学または通学及び通信制併用の場合：上限30万円、最大60%)</p>	<p>対象者：  市内在住の母子家庭の母または父子家庭の父またはそれらの家庭で扶養されている20歳未満の子で、事前相談が必要です。</p> <p>こども未来創造課  こども手当係  TEL: 934-4827</p>
	<p><b>【ひとり親家庭等就学支援助成金】</b>  児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等のうち、翌年度小学校に入学する児童のランドセルや学校指定用品の購入費用を、対象児童1人につき30,000円を限度に助成します。</p>	<p>対象者：  市内在住で対象児童がいる児童扶養手当受給者(対象の方には通知します)</p> <p>こども未来創造課  こども手当係  TEL: 934-4827</p>

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
<p>【ひとり親家庭専用相談窓口】 離婚・未婚・死別などによるひとり親家庭の相談について、専任の職員がさまざまな相談に応じます。</p>	<p>対象者： 市内在住のひとり親家庭等</p>	<p>こども未来創造課こども手当係相談専用 TEL: 934-4868 E-mail: hitorioyashien@city.numazu.lg.jp</p>
<p>静岡県の母子父子寡婦福祉資金貸付制度の申請書配付等の窓口となっています。</p>	<p>対象者： 市内在住のひとり親家庭等</p>	<p>こども未来創造課こども手当係 TEL: 934-4827</p>
<p>母子生活支援施設、助産施設への入所相談を行っています。 市内には、母子生活支援施設が1か所、また市立病院内に助産施設があります。</p>	<p>対象者： 市内在住のひとり親家庭等</p>	<p>こども家庭センター TEL: 951-1212</p>
<p>医療費の助成</p> <p>【こども医療費助成】 ○通院 無料 ○入院 無料 ※入院時食事療養費標準負担額も対象となります。</p>	<p>対象者： 市内在住で健康保険に加入している0歳～高校3年生相当年齢までのこども</p>	<p>こども未来創造課こども手当係 TEL: 934-4827</p>
<p>【ひとり親家庭等医療費助成】 母子家庭等で、20歳未満の児童を養育しているとき、20歳に達する日の前日の属する月まで、医療費の保険診療の自己負担分を助成しています。ただし、所得税非課税世帯に限られます。 ※所得審査には、一部みなし扶養控除を行っています。</p>	<p>対象者： 市内在住のひとり親家庭等</p>	<p>こども未来創造課こども手当係 TEL: 934-4827</p>
<p>保育所(園)等の入所</p> <p>保護者等が、就労などのため、保育を必要とする場合の入所や、保育所等の設置・管理、その他保育に関する事業を行っています。</p>	<p>対象者： 市内在住の保護者等が就労等のため保育を必要とする場合等</p>	<p>こども未来創造課入所・相談係 TEL: 934-4826</p>
<p>保育所(園)等での保育サービス</p> <p>【乳幼児保育促進】 乳幼児の入所を積極的に受け入れ、保育士配置の充実等を図り、乳幼児保育の一層の充実を促進しています。</p>	<p>対象者： 市内在住の保護者等が就労等のため保育を必要とする場合等</p>	<p>こども未来創造課企画係 TEL: 934-4842</p>
<p>【障がい児保育】 心身の発達につまずきをもつ児童の保育について関連機関と連携した保育体制をとり、障がい児の集団保育への適応を援助する保育活動を実施しています。</p>	<p>対象者： 市内在住の保護者等が就労等のため保育を必要とする場合等</p>	<p>こども未来創造課企画係 TEL: 934-4842</p>
<p>【一時預かり・一時保育】 一時的または緊急的に保育を必要とする児童の一時保育を実施しています。</p>	<p>利用料： 1,800円/1回(公立)各施設により異なります。</p>	<p>こども未来創造課企画係 TEL: 934-4842</p>

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
<p>【延長保育】 保育需要に対応するため、通常の開所時間を超えて延長保育を実施しています。</p>	<p>利用料： 100～400円/時間 各施設により異なります。</p>	<p>こども未来創造課 企画係 TEL: 934-4842</p>
<p>【病児・病後児保育】 病気または病気回復期にある児童に対し、保育を実施しています。</p>	<p>利用料： 0～3,000円/日 各施設により異なります。</p>	<p>こども未来創造課 企画係 TEL: 934-4842</p>
<p>【外国人児童保育】 外国人の児童の保育を実施しています。</p>	<p>対象者： 市内在住の保護者 等が就労等のため保育を必要とする場合 等</p>	<p>こども未来創造課 企画係 TEL: 934-4842</p>
<p>【休日保育】 日曜・祝日に児童の保育を実施しています。</p>	<p>無料</p>	<p>こども未来創造課 入所・相談係 TEL: 934-4826</p>
<p>【エンゼルサロン】 地域のお年寄りとの世代間交流や異年齢児との交流を実施しています。</p>	<p>対象者： 保育園・幼稚園に入園前の子どもと保護者と地域住民</p>	<p>こども未来創造課 企画係 TEL: 934-4842</p>
<p>【地域子育て支援センター】 育児相談や育児講座を実施し地域における子育てを支援しています。</p>	<p>対象者： 市内在住の乳幼児とその保護者</p>	<p>こども未来創造課 企画係 TEL: 934-4842</p>
<p>【園庭開放】 保育所の園庭を開放し親子で自由に遊ぶ場を提供しています。</p>	<p>対象者： 市内在住の乳幼児とその保護者</p>	<p>こども未来創造課 入所・相談係 TEL: 934-4826</p>
<p>【一日保育体験学習】 夏休み期間中、市内の中・高校生と保育園児とのふれあい体験を実施しています。</p>	<p>対象者： 市内在住の中・高校生</p>	<p>こども未来創造課 企画係 TEL: 934-4842</p>
<p>放課後児童クラブ 保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校就学児童の生活の場として放課後児童クラブを設置し、その運営事業を行っています。 市内には22校区に放課後児童クラブがあります。</p>	<p>対象者： ・小学校就学児童 利用料： ・月額7,000～8,000円程度（指導料4,000円（8月のみ6,000円）＋おやつ代、教材代等） ・児童扶養手当受給者は指導料の減免あり</p>	<p>こども未来創造課 企画係 TEL: 934-4842 （申込は各児童クラブ）</p>

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他	
ファミリー・サポート・センター	<p>地域で育児の援助を受けたい者(おねがい会員)と、援助を行いたい者(まかせて会員)からなる会員が相互援助活動を行っています。</p>	<p>会員登録できる人:  ・おねがい会員:市内在住で0歳~小学生までの児童を持つ方  ・まかせて会員:市内在住で、10時間程度の講習を受講した方  利用料:  ・平日の7時~19時:600円/時間  ・土、日、祝日、早朝等:700円/時間  ・児童扶養手当受給者は利用料の助成あり</p>	<p>こども未来創造課  企画係  TEL:934-4842  ファミリー・サポート・センター  TEL:952-8078</p>
ふれあいプラザ	<p>小学校の余裕教室等を改修し、子ども同士、親同士或いは地域の人たちとのふれあいの場、子育てに関する情報交換の場を提供しています。  市内には、今沢小学校に「こあら」があります。  また、戸田こども園に「へだっこ」があります。</p>	<p>対象者:  乳幼児とその親子  利用料:  無料</p>	<p>こあら  TEL:968-6633  へだっこ  TEL:0558-94-2303  こども未来創造課  企画係  TEL:934-4842</p>
子育てサポートキャラバン「ぴよぴよ」	<p>市内の地区センター他に保育士が玩具を積んだ専用の車「ぴよぴよ号」で出向き、乳幼児とその保護者を対象とした遊びの場や地域の人達との交流の場の提供、ブックフォロー、育児相談などを実施しています。  また、市立病院ほかに入院している乳幼児も対象にしています。</p>	<p>対象者:  乳幼児とその親子  利用料:  無料</p>	<p>せんぼん子育て支援センター  TEL:962-7818  こども未来創造課  企画係  TEL:934-4842</p>
沼津っ子ふれあいセンター	<p>沼津駅前の沼津産業ビル4階にて、子育て支援拠点施設として、ふれあいプラザや一時預り保育、こども誰でも通園、育児相談、育児講座、ファミリー・サポート・センター、沼津こども図書館パタポンなどの事業を実施し、子育てを総合的に支援しています。</p>	<p>対象者:  乳幼児とその親子  利用料:  無料(ただし一時預り保育は600円/時間、5時間/日まで。こども誰でも通園は300円/時間、5時間/日までかつ10時間/月まで)</p>	<p>沼津っ子ふれあいセンター  TEL:952-8077  こども未来創造課  企画係  TEL:934-4842</p>
せんぼん子育て支援センター	<p>千本小学校体育館1階にて、子育て支援拠点施設として、ふれあいプラザや、放課後預かり、育児相談、育児講座などを実施しています。</p>	<p>対象者:  ・乳幼児とその親子  利用料:無料  ・放課後預かりは千本小学校児童  利用料:月額5,000円  ・児童扶養手当受給者は利用料の減免あり</p>	<p>せんぼん子育て支援センター  TEL:962-7818  こども未来創造課  企画係  TEL:934-4842</p>

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
子育て短期支援事業	<p>保護者の疾病他の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や母子が経済的理由で緊急一時的に保護が必要となった場合に、児童福祉施設等で一時的にあずかりを行う事業です。</p>	<p>対象者： ・本市に住民登録がある児童とその母親(条件あり) 利用料： ・利用者の課税状況等により負担金あり</p> <p>こども家庭センター TEL:951-1212</p>
子育て世帯訪問支援事業	<p>家事・育児等に対して不安や負担を抱える、子育て家庭や妊婦のいる家庭をヘルパーが訪問し、料理や買い物、洗濯、掃除などの日常的な家事を支援します。</p>	<p>対象者： ・本市に住民登録がある18歳未満の子どもがいる家庭や妊婦(条件あり) 利用料： ・利用者の課税状況等により負担金あり</p> <p>こども家庭センター TEL:951-1212</p>
こどもの居場所	<p>食事、学習、遊びなどを通してこどもが安心して過ごすことのできる、住民主体の居場所です。また、居場所での活動を通じて、地域の大人とこどものつながりを作ることや、こどもの困りごとに気づき、必要な支援につなげることのできる場として期待されています。</p> <p><a href="https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kosodate/azukeru/ibasho.htm">https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kosodate/azukeru/ibasho.htm</a></p>	<p>対象者： 各居場所を参照</p> <p>こども家庭センター TEL:951-1212 沼津市社会福祉協議会 TEL:922-1500</p>
こどもの居場所づくりに関する相談	<p>こどもの居場所の開設や、運営に関する相談を行っています。また、沼津市ではこどもの居場所での傷害保険・賠償責任保険料を助成する後援制度を実施しています。</p>	<p>対象者： こどもの居場所づくりや、支援活動について関心がある方</p> <p>こども家庭センター TEL:951-1212 沼津市社会福祉協議会 TEL:922-1500</p>

## (2)障がい者(児)支援サービス

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
<p>障がい者基幹相談支援センター</p>	<p>障がいのある方やその家族に、在宅福祉サービスの利用助言、専門機関の紹介等の相談や情報提供を行っています。</p> <p>・障がい者基幹相談支援センター(市役所障がい福祉課内) 8:30~17:15 (土・日・休日除く)</p> <p>このほか、市内に5ヶ所の障がい者相談支援センターがあります。</p>	<p>対象者： 市内在住の障がいのある方及びその家族等</p> <p>利用料： 無料</p> <p>障がい者基幹相談支援センター Tel 934-4833 fax934-2631</p>
<p>障がい者(児)在宅サービス</p>	<p>障がいのある方が地域で安定した生活を送るために必要な支援を行います。</p> <p>・居宅介護(ヘルパーによる身体介護や家事援助など)</p> <p>・短期入所(障がい者施設へ一時的な宿泊)</p> <p>・重度訪問介護(重度の肢体不自由のある方に対し身体介護や家事援助、移動支援を総合的に行います)</p> <p>・行動援護(重度の行動障がいのある方の外出支援を行います)</p> <p>・同行援護(視覚障がいの方の移動に係る支援を行います)</p>	<p>対象者： 在宅の身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方 自立支援医療(精神通院)受給者証を所持している方 難病患者</p> <p>利用料： 本人及び配偶者(児童の場合は保護者)の所得に応じて、一部自己負担あり</p> <p>障がい福祉課支援係 Tel 934-4830 fax934-2631</p>
<p>障がい児通所サービス</p>	<p>通所及び自宅への訪問によって、療育的支援を要する児童に支援を行います。また、対象児童が集団生活へ適応するために必要な支援を行います。</p> <p>・児童発達支援(日常生活上の基本的動作及び知的技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等又はこれに併せて治療を行います)</p> <p>・放課後等デイサービス(生活能力向上のための支援、社会との交流促進等を行います)</p> <p>・居宅訪問型児童発達支援(重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している障がい児等であって、外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、児童発達支援を提供します)</p> <p>・保育所等訪問支援(障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的支援等を行います)</p>	<p>対象者： 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童 特別児童扶養手当の支給対象となる児童 児童福祉法に基づく障害児通所給付利用決定に係る医師意見書(沼津市所定用紙)により支援を要すると判断された児童</p> <p>利用料： 本人及び保護者世帯の所得に応じて一部自己負担あり</p> <p>障がい福祉課支援係 Tel 934-4830 fax934-2631</p>

サービスの内容		対象者・利用料等	申込・問合せ他
重度障害者在宅入浴サービス	家庭の浴室で入浴することが困難な重度の障がいのある方に、移動入浴車派遣による自宅での訪問入浴サービスを実施します。	対象者： 在宅の65歳未満の肢体不自由で身体障害者手帳1・2級を所持し、医師が入浴を可能と認めている方  利用料： 本人、配偶者（児童の場合は保護者）の所得に応じて自己負担あり	障がい福祉課 支援係 Tel 934-4830 fax934-2631
重度障害者在宅給食サービス	家庭で食事の確保が困難な重度の障がいのある方に、自宅での給食宅配サービスを実施します。	対象者： 在宅の65歳未満の重度障がい者の方で食事の確保が困難な方  利用料： 世帯の生計中心者の所得に応じて一部自己負担あり	
障がい者施設サービス	障害者支援施設へ入所または通所し、職業訓練や生活支援、住居の確保などその方に必要な施設サービスを提供します。  ・就労継続支援A・B型（障がいのある方の働く場を提供します） ・就労移行支援（一般就労に向けた訓練を行います） ・自立訓練【生活訓練・機能訓練】（リハビリや自活訓練など在宅生活に向けた訓練を行います） ・療養介護（医療的なケアを併設した入所施設で、必要な訓練等を行います） ・施設入所支援（施設に入所し、夜間や休日の生活を支援します） ・生活介護（入浴、排泄、食事などの介護とともに、創作活動など日中活動の支援を行います） ・共同生活援助（共同生活の場を提供し生活上の支援を行います）	対象者： 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方 自立支援医療（精神通院）受給者証を所持している方 難病患者  利用料： 本人及び配偶者（児童の場合は保護者）の所得に応じて、一部自己負担あり	障がい福祉課 支援係 Tel 934-4830 fax934-2631
地域活動支援センター	障がいのある方が通所して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。	対象者： 障がいのある方  利用料： 活動内容によって実費負担	障がい者基幹相談支援センター Tel 934-4833 fax934-2631

サービスの内容		対象者・利用料等	申込・問合せ他
特別障害者手当 障害児福祉手当	日常生活上、常時、特別な介護を必要とする重度の障がいのある方に手当を支給します。 ・特別障害者手当(20歳以上の人) ・障害児福祉手当(20歳未満の人)	対象者: 在宅で心身に重度の障がいのある方 ※所得制限及び支給条件あり	障がい福祉課 給付係 Tel 934-4829 fax934-2631
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の子どもを養育している方に手当を支給します。	対象者: 20歳未満の障がいのある子どもを養育している父若しくは母又は父母以外の養育者 ※所得制限及び支給条件あり	障がい福祉課 給付係 Tel 934-4829 fax934-2631
心身障害児在宅福祉手当	特別児童扶養手当の認定を受けている人で所得制限により、特別児童扶養手当、障害児福祉手当を受給できない20歳未満の子どもの保護者に手当を支給します。	対象者: 在宅で心身に障がいのある子どもの保護者	障がい福祉課 給付係 Tel 934-4829 fax934-2631
心身障害者扶養共済年金	障がいのある方を扶養している保護者が一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいになったときに、障がいのある方に年金を支給します。(任意加入)	対象者: 県内に住所を有しており、加入資格は65歳未満で、特別な疾病又は心身に障がいのない方	障がい福祉課 給付係 Tel 934-4829 fax934-2631
補装具交付・修理等	身体障がい又は難病等により失われた機能を補うための補装具(車椅子、義肢、補聴器等)の交付・修理等を行います。	対象者: 身体障害者手帳を所持している方又は難病患者等 ※所得制限あり  利用料: 自己負担あり	障がい福祉課 給付係 Tel 934-4829 fax934-2631
日常生活用具の給付・貸与	在宅で重度の障がいのある方又は難病患者等の方に、入浴補助用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。	対象者: 在宅で身体障害者手帳を所持しているおむね学齢以上の方 在宅で重度、最重度の知的障がいのある方又は難病患者等 ※所得制限あり  利用料: 自己負担あり	障がい福祉課 給付係 Tel 934-4829 fax934-2631

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
<p>重度身体障害者住宅改造費助成</p>	<p>下肢、体幹又は視覚に重度の障がいのある方に、その障がいに適するように既存住宅の一部を改修する場合の経費の一部を助成します。</p>	<p>対象者： 在宅で身体障害者手帳所持者のうち、下肢、体幹又は視覚の障がい程度が1・2級の方 ※所得制限あり</p> <p>助成額： 対象経費の4分の3以内で上限額あり</p>
<p>自立支援医療(更生医療)給付</p>	<p>身体に障がいのある方がその障がいの除去、軽減又は日常生活を容易にするために受ける医療費を助成します。</p>	<p>対象者： 身体障害者手帳を所持している18歳以上の方</p> <p>負担額： 「原則医療費の1割」治療が長期に及ぶ医療の場合は自己負担上限額あり ※一定所得以上かつ「重度かつ継続」非該当世帯は対象外</p>
<p>自立支援医療(育成医療)給付</p>	<p>身体に障がいのある方がその障がいの除去、軽減又は日常生活を容易にするために受ける医療費を助成します。</p>	<p>対象者： 身体障がいのある18歳未満の児童</p> <p>負担額： 「原則医療費の1割」自己負担上限額あり ※一定所得以上かつ「重度かつ継続」非該当世帯は対象外</p>
<p>自立支援医療(精神通院医療)給付</p>	<p>精神疾患の治療にかかる通院医療費の一部を助成します。</p>	<p>対象者： 精神科の通院医療を受けている方</p> <p>負担額： 「原則医療費の1割」市民税非課税世帯又は課税世帯で診断名が重度かつ継続に該当する場合、自己負担上限額あり ※一定所得以上かつ「重度かつ継続」非該当世帯は対象外</p>

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
精神障害者入院医療費助成	精神に障がいのある方に、入院医療費自己負担額の一部を助成します。	<p>対象者： 入院期間が継続して3か月を超える精神に障がいのある人</p> <p>助成額： 保険診療自己負担額から他制度の助成額を控除した額の3分の1</p>
重度障害者(児)医療費助成	心身に重度の障がいのある方に、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	<p>対象者： 身体障害者手帳1・2級、20歳未満で3級、内部障がい3級、療育手帳A、20歳未満でBの一部の方、精神障害者保健福祉手帳1級、又は特別児童扶養手当1・2級を受給している子ども ※所得制限及び支給対象者制限あり</p> <p>自己負担金： 1か月1病院500円</p>
ライフサポート事業(障害児者ショートステイサービス)	障がいのある人や家族が地域で安心して生活ができるように、短期入所(ショートステイ)を実施します。	<p>対象者： 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方、又は医師により重度の知的障がいと判断された方、又は難病患者で市に登録をした方</p> <p>利用料： 自己負担1割(生活保護を除く)</p>
ライフサポート事業(軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業)	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成します。	<p>対象者： 両耳の聴カレベルが原則として30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童 ※所得制限あり</p> <p>利用料： 自己負担あり</p>

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
<p>重度障害者タクシー利用料金助成</p>	<p>重度の障がいのある方の生活圏の拡大と社会参加を促進するため、タクシー利用料金の一部を助成します。 普通車基本料金分年間24枚交付、ただし、新規手帳交付年月等によって枚数が異なる。利用枚数は1乗車につき4枚までを限度とします。</p>	<p>対象者： 在宅で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している方 ただし、自動車税等減免者、移動支援事業(車両支援型)利用者及び、沼津市在宅高齢者保健福祉推進事業実施要綱による重度要介護者通院支援利用者等は除く</p> <p>障がい福祉課 給付係 Tel 934-4829 fax934-2631</p>
<p>障がい者社会参加の促進</p>	<p>地域で暮らしている障がいのある方が、社会参加等を通じて生活の質的向上を図ることができるように各種事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○意思疎通支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者設置</li> <li>・手話通訳者派遣</li> <li>・手話講習会</li> <li>・要約筆記者派遣</li> </ul> </li> <li>○情報支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぬまづ広報室」手話挿入</li> <li>・声の広報発行</li> </ul> </li> <li>○移動支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルパー支援型</li> <li>・送迎支援型</li> <li>・車両支援型</li> </ul> </li> <li>○活動支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動支援型</li> <li>・見守り支援型</li> </ul> </li> <li>○啓発及び地域交流支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者週間市民の集い</li> <li>・障がい者スポーツ教室</li> <li>・きぼう青年学級</li> <li>・文化、趣味、教養講座</li> </ul> </li> <li>○補助制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車運転免許取得費補助</li> <li>・自動車改造費補助</li> </ul> </li> </ul>	<p>対象者： 在宅の障がいのある方 ただし、事業ごとに対象者の詳細な条件が異なる</p> <p>利用料： 本人(保護者)の所得に応じて、一部利用者負担金あり</p> <p>障がい福祉課 支援係 Tel 934-4830 fax934-2631 給付係 Tel 934-4829 fax934-2631</p>
<p>その他の主な制度等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料道路通行料金の割引</li> <li>・JR運賃、私鉄電車運賃の割引</li> <li>・バス運賃割引</li> <li>・タクシー運賃割引</li> <li>・航空旅客運賃割引</li> <li>・NHK放送受信料の割引</li> <li>・NTT無料番号案内</li> <li>・携帯電話料金割引</li> <li>・公共施設等の入場料割引など</li> <li>・身体障がい者補助犬の給付</li> </ul>	<p>対象者： 原則として、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方 各サービスごとに障がい程度等の要件あり</p> <p>障がい福祉課 給付係 Tel 934-4829 fax934-2631 支援係 Tel 934-4830 fax934-2631 又は各会社等の窓口</p>

### (3) 高齢者支援サービス

サービスの内容		対象者・利用料等	申込・問合せ他
「敬老の日」行事	市内在住の75歳以上の方を対象に敬老の意を表すために、「長寿を祝う会」を開催します。	対象者： 市内在住の75歳以上の方	長寿福祉課 生きがい推進係 TEL934-4834
長寿祝金等の贈呈	長寿を祝い、高齢者福祉の増進に寄与することを目的に、満77歳(喜寿)、満88歳(米寿)及び満95歳以上の方に長寿祝金と祝品(喜寿の方を除く)を贈呈します。	対象者： 満77歳(喜寿)、満88歳(米寿)及び満95歳以上の方	長寿福祉課 生きがい推進係 TEL934-4834
老人クラブの育成	沼津市老人クラブ連合会(すこやか沼津)及び単位老人クラブの運営を補助することにより、老人クラブの自主的活動を支援します。	対象： 老人クラブ	長寿福祉課 生きがい推進係 TEL934-4834
老人つどいの家整備への支援	老人クラブや自治会が高齢者福祉の増進を図るため、老人つどいの家を設置する場合には施設整備費や備品購入費の一部を補助します。	対象： 老人クラブ又は自治会	長寿福祉課 生きがい推進係 TEL934-4834
全国健康福祉祭(ねんりんピック)出場者激励会	ねんりんピック出場者の激励会を開催し、激励金を贈呈します。	対象者： 市内在住のねんりんピック出場者	長寿福祉課 生きがい推進係 TEL934-4834
養護老人ホームへの入所措置	環境や経済上の理由により在宅生活が困難な高齢者に対して養護老人ホームへの入所措置を行います。 市内には、「遊法苑」(西浦)があります。	対象者： 在宅生活が困難な65歳以上の高齢者	長寿福祉課 高齢者支援係 TEL934-4866
緊急通報システム設置費助成金支給	心臓疾患や脳血管疾患で緊急時の通報が困難な高齢者等が、民間の緊急通報サービスを利用する際の初期費用を一部助成します。	対象者： 現に心臓疾患や脳血管疾患で緊急時の通報が困難な65歳以上の単身高齢者又は高齢者のみの世帯等 助成額： ・生活保護受給者 10,000円 ・市民税非課税世帯 10,000円 ・市民税課税世帯 5,000円	介護保険課 給付係 TEL934-4874
在宅高齢者保健福祉の推進	【重度要介護者通院支援】 専用の車両で自宅と医療機関の間を送迎します(詳細はお問い合わせ下さい)。	対象者： 要介護4又は5で、かつ、ストレッチャー対応による大型車での移動を要する方 利用料： 無料	介護保険課 給付係 TEL934-4874

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他	
	電磁(IH)調理器の購入費の一部について市が助成します(詳細はお問い合わせ下さい)。	対象者: おおむね65歳以上で、所得税非課税の一人暮らし高齢者の方で、認知症等の理由により火の扱いに不安のある方	介護保険課 給付係 TEL934-4874
	火災警報器の購入費の一部について市が助成します(詳細はお問い合わせ下さい)。	対象者: 65歳以上で所得税非課税の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯等	介護保険課 給付係 TEL934-4874

(4) 要介護者支援サービス

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
<p>高齢者の介護や介護予防に関する相談</p>	<p>介護など援助を必要とする高齢者やその家族に対して、保健・福祉の総合的な情報提供並びに指導や相談、関係機関との調整を行う11ヶ所の地域包括支援センターと3ヶ所の支所があります。</p> <p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はら地域包括支援センター</li> <li>・あしたか地域包括支援センター</li> <li>・片浜・今沢地域包括支援センター</li> <li>・かなおか地域包括支援センター</li> <li>・かどいけ地域包括支援センター</li> <li>・きせがわ地域包括支援センター</li> <li>・千本地域包括支援センター</li> <li>・第五地域包括支援センター</li> <li>・かぬき地域包括支援センター</li> <li>・三浦・戸田地域包括支援センター</li> <li>・沼津市基幹型地域包括支援センター</li> </ul> <p>【支所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かぬき地域包括支援センター 第三支所</li> <li>・千本地域包括支援センター 第四支所</li> <li>・三浦・戸田地域包括支援センター 戸田支所</li> </ul>	<p>長寿福祉課 高齢者支援係 TEL934-4835</p> <p>【地域包括支援センター】</p> <p>はら地域包括支援センター TEL969-4055</p> <p>あしたか地域包括支援センター TEL967-2988</p> <p>片浜・今沢地域包括支援センター TEL969-7050</p> <p>かなおか地域包括支援センター TEL921-2022</p> <p>かどいけ地域包括支援センター TEL939-6700</p> <p>きせがわ地域包括支援センター TEL954-0755</p> <p>千本地域包括支援センター TEL962-5932</p> <p>第五地域包括支援センター TEL939-8022</p> <p>かぬき地域包括支援センター TEL933-3671</p> <p>三浦・戸田地域包括支援センター TEL919-5571</p> <p>沼津市基幹型地域包括支援センター TEL934-4865</p> <p>【支所】</p> <p>かぬき地域包括支援センター第三支所 TEL933-3671</p> <p>千本地域包括支援センター第四支所 TEL962-5932</p> <p>三浦・戸田地域包括支援センター戸田支所 TEL919-5571</p>
<p>介護保険の趣旨普及</p>	<p>介護保険制度に関するパンフレットを作成して、介護保険課の窓口で配布するほか、市内の地域包括支援センターや介護サービス事業者などにも配布しています。</p>	<p>介護保険課 保険料係 TEL934-4836</p>

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
介護保険 ケアプラン作成	ケアマネジャーや地域包括支援センターの保健師等が、利用者やご家族と相談しながらケアプランを作成します。	対象者： 要介護・要支援の認定を受けた方 利用料： 無料
介護保険 居宅介護・介護予防サービス	<p>①訪問介護(ホームヘルプ) ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事、入浴等の身体介護や、掃除、洗濯、調理等の生活支援を行います。</p> <p>②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護 入浴設備や簡易浴槽を積んだ車両で、入浴が困難な高齢者などの居宅を訪問して、入浴の介助を行います。</p> <p>③訪問看護／介護予防訪問看護 看護師等が居宅を訪問し、医師の指示による療養上の世話や診察の補助を行います。</p> <p>④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、医師の指示による機能回復訓練等を行います。</p> <p>⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。</p> <p>⑥通所介護(デイサービス) 通所介護施設で、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活行為向上の為の支援を日帰りで行います。</p> <p>⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション(デイケア) 老人保健施設や医療機関等で、理学療法士や作業療法士等が、日常生活上の支援や機能回復訓練を日帰りで行います。</p> <p>⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) 老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所した方に、食事や入浴等の日常生活上の支援を行います。</p> <p>⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護(ショートステイ) 老人保健施設等に短期間入所した方に、機能回復訓練を行います。</p>	<p>対象者： 要介護・要支援の認定を受けた方 (要支援の認定を受けた方は①と⑥の利用はできませんが、同等の介護予防・生活支援サービスが利用できます)</p> <p>利用料： ・介護費用の1割～3割 ・通所系サービス:食費、その他の日常生活費 ・ショートステイ:居住費、食費、その他の日常生活費(おむつ代は除く)</p>

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
	<p>⑩特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護 介護付き有料老人ホームや介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)などに入居している方に、食事、入浴などの日常生活上の介護や機能訓練などを行います。</p> <p>⑪福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与) 車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、歩行器等の福祉用具を貸与します。 要支援1・2と要介護1～3の方は、一部貸与できない品目があります。</p>	
介護保険 市特別給付サービス	○生活援助見守り型配食サービス 定期的に居宅に訪問し、栄養バランスの取れた食事の配送と利用者の安否確認を行います。	対象者： 要介護・要支援の認定を受けた方で、すべての世帯員が疾病等の理由により調理が困難で、栄養改善や安否確認が必要と認められるもの 利用料： 所得税額に応じて250～670円の利用者負担あり)
	○生活援助見守り型訪問介護サービス ①見守りサービス 認知症、うつ、閉じこもり等の症状がある方の介護者が長時間外出する際に、ヘルパーによる見守りサービスを提供します。  ②理美容等外出支援サービス 介護保険の訪問介護サービスの対象とならない理美容、冠婚葬祭の為の外出等に介助が必要な方に対して、ヘルパーが車椅子への移乗等の身体介護サービスを提供します。	対象者： 要介護・要支援の認定を受けた方 利用料： 介護費用の1割～3割
	○紙おむつ等介護用品支給サービス 紙おむつの使用が必要であると認められる在宅の方のご自宅に、紙おむつ等の介護用品をお届けします。	対象者： 要介護2以上に認定され、紙おむつの使用が必要であると認められる方 利用料： 利用世帯の生計中心者の所得税額に応じて1～10割の利用者負担あり 利用上限： 要介護2・3 年60,000円 要介護4・5 年75,000円

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他	
<p>介護保険施設サービス</p>	<p>○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護福祉士等の職員が、食事、入浴等の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理を行います。</p> <p>○介護老人保健施設 看護師や介護福祉士等の職員が、医学的管理下での看護、機能訓練、その他必要な日常生活上の介護を行います。</p> <p>○介護医療院 看護師や介護福祉士等の職員が、医学的管理下での医療、看護、機能訓練、その他必要な日常生活上の介護を行います。</p>	<p>対象者： 要介護の認定を受けた方(介護老人福祉施設は、原則として要介護3以上)</p> <p>利用料： ・介護費用の1割～3割 ・食費、居住費、その他の日常生活費(おむつ代は除く)</p>	<p>介護保険課 給付係 TEL:934-4874</p>
<p>介護保険地域密着型サービス</p>	<p>①認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス) 認知症の方を対象に、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。</p> <p>②認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 認知症の方が少人数で共同生活をする住宅で、日常生活上の世話や機能訓練を行います。</p> <p>③小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 通所介護施設の利用を中心に、短期間の宿泊や居宅への訪問を組み合わせ、日常生活上の世話や機能訓練を行います。</p> <p>④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム) 定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事や入浴等の日常生活上の介護、機能訓練、健康管理を行います。</p> <p>⑤看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所、訪問、短期間の宿泊で介護や医師の指示による療養上の世話や看護を行います。</p> <p>⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を組み合わせ、日常生活上の世話や医師の指示による療養上の世話や看護を、日中、夜間を通じて行います。</p> <p>⑦地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス) 18人以下の小規模な通所介護施設で、食事や入浴等の日常生活上の世話や、機能訓練を日帰りで行います。</p>	<p>対象者： 要介護・要支援の認定を受けた方(ただし、要支援1の認定を受けた方は②④⑤⑥を利用できません。要支援2の認定を受けた方は④⑤⑥を利用できません。要支援1又は2の認定を受けた方は⑦を利用できませんが、同等の介護予防・生活支援サービスが利用できます。)</p> <p>利用料： 介護費用の1割～3割(別に以下の食費等がかかります) ①⑦食費、その他の日常生活費 ②食費、居住費、その他の日常生活費 ③⑤食費、宿泊費、その他の日常生活費 ④食費、居住費、その他の日常生活費(おむつ代は除く)</p>	<p>介護保険課 給付係 TEL934-4874</p>

サービスの内容		対象者・利用料等	申込・問合せ他
介護保険 住宅改修	手すりの取り付けや床段差の解消、洋式便器へ取替え等の改修をしたときに、30万円(国が定める支給限度基準額20万円に、市が特別給付として10万円を上乗せ)までの改修費用の9割～7割を支給します。	対象者: 要介護・要支援の認定を受けた方 利用者負担: 改修費用の1割～3割	介護保険課 給付係 TEL934-4874
介護保険 福祉用具の購入	腰掛便座、入浴補助用具等の福祉用具を購入したときに、年間10万円までの購入費用の9割～7割を支給します。	対象者: 要介護・要支援の認定を受けた方 利用者負担: 購入費用の1割～3割	介護保険課 給付係 TEL934-4874
高額介護サービス費 の支給	介護サービスの利用者負担の合計額が1か月あたりの負担上限額を超えた場合、超えた分を支給します。	1か月の負担上限額 ①生活保護受給者等: 15,000円 ②市民税非課税世帯の方等:24,600円 ただし、合計所得金額及び公的年金等の収入額の合計が80万円以下の方の、個人の負担上限額は15,000円 ③市民税課税者がいる世帯で④、⑤に該当しない世帯:44,400円 ④同一世帯に課税所得380万円以上690万円未満の第1号被保険者がいる世帯:93,000円 ⑤同一世帯に課税所得690万円以上の第1号被保険者がいる世帯:140,100円	介護保険課 給付係 TEL934-4874
高額医療合算介護 サービス費の支給	同じ医療保険上の世帯内で、医療保険と介護保険の年間の自己負担額の合計額が決められた限度額を超えた場合、超えた分を支給します。(ただし、超えた額が500円以下の場合には支給されません。)	限度額は、所得区分等による。(70歳から74歳の方がいる世帯、後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯) 低所得者Ⅰ19万円 低所得者Ⅱ31万円 一般56万円 課税所得145万円以上は67万円、380万円以上は141万円、690万円以上は212万円	介護保険課 給付係 TEL934-4874
地域支援事業	【徘徊高齢者探索サービス】 行方不明時の搜索を容易にするため、徘徊癖のある高齢者に携帯していただく専用端末機を貸し出します。	対象者: 徘徊癖を持つ高齢者と介護している家族の方 利用料: 所得税額に応じて利用者負担あり	長寿福祉課 高齢者支援係 TEL934-4835

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
【徘徊高齢者見守りシールサービス】 認知症等で見守りが必要な方へ、QRコードラベル・シールを配布しています。	対象者： 徘徊癖を持つ高齢者と介護している家族の方 利用料： 無料	長寿福祉課 高齢者支援係 TEL934-4835
【家族介護者慰労金の支給】 要介護3以上で、1年間介護保険のサービスを受けていない高齢者を在宅で介護している家族の方に慰労金を支給します。 (上記の他にも支給の条件がありますので詳細は介護保険課へお問い合わせ下さい。)	対象者： 左記による。 支給金額： 要介護者1人につき年額10万円	介護保険課 給付係 TEL934-4874
【成年後見制度利用支援】 認知症などで理解力や判断能力が十分でない高齢者の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の利用を支援します。	左記による。	長寿福祉課 高齢者支援係 TEL934-4866
【配食サービス】 定期的に居宅に訪問し、栄養バランスのとれた食事の配送とともに、利用者の安否確認を行います。	対象者： 要介護・要支援の認定を受けていない単身高齢者または高齢者のみの世帯等で、疾病等の理由により調理が困難で栄養改善が必要な方 利用料： 利用世帯の生計中心者の所得税額に応じて250～670円の利用者負担あり	介護保険課 給付係 TEL934-4874
介護予防・日常生活支援総合事業	【介護予防・生活支援サービス事業】 ○第1号通所事業 デイサービスセンターで食事や入浴など日常生活上の支援や、健康管理、機能訓練、レクリエーションなどを行います。 ○第1号訪問事業 ホームヘルパー(訪問介護員等)が家庭を訪問して、掃除、洗濯、調理などの生活支援等を行います。	対象者： ・要支援1・2の方 ・介護予防・生活支援サービス事業対象者 利用料： サービスにかかった費用の1～3割
		長寿福祉課 高齢者支援係 TEL934-4866

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p>	<p>【一般介護予防事業】          認知症予防講演会、認知症予防教室などの介護予防に関する講座等を開催します。また、地域とのつながりを通じて、介護予防や自立支援の取組を支援します。</p> <p>○認知症予防講演会          認知症予防について普及・啓発するための講演会を行います。</p> <p>○認知症予防教室          認知症予防のための脳活性活動を中心とした教室を開催します。</p> <p>○生活支援介護予防サポーター養成講座          生活支援サービス等の運営を担う人材を養成する講座を行います。</p> <p>○高齢者向け体操教室・スポーツ体験教室          介護予防のため高齢者が気軽にできる体操やスポーツ体験教室を開催します。</p> <p>○ノルディックウォーキングイベント          介護予防のためのノルディックウォーキングイベントを行います。</p> <p>○フレイル予防講座          年をとって心身の活力が低下した状態とされるフレイルの予防について、高齢者自身でフレイルチェックする講座等を開催します。</p> <p>○口腔・栄養教育講座          オーラルフレイルの予防や、バランスのよい食生活についての講座を行います。</p> <p>○セカンドライフ講座          第二の人生を楽しむため、新たな活躍の場を見つけて地域で活躍するボランティアを養成する講座を行います。</p> <p>○ノルディックサポーター養成講座          地域でノルディックウォーキングを普及するためのボランティアを養成する講座を行います。</p> <p>○高齢者からだセルフケア講座          鍼灸マッサージ師を講師として派遣し、ご自身の体の不調をツボ押し等でケアできる方法を学びます。</p> <p>○高齢者向けスマートフォン教室          スマートフォン初心者向けの講座を開催します。</p>	<p>対象者：          おおむね65歳以上の高齢者          参加料：          無料</p> <p>長寿福祉課          高齢者支援係          TEL934-4835</p>

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
<p>社会福祉法人等による利用者負担軽減</p>	<p>社会福祉法人等が行う下記のサービスについて、サービス費の1割、食費などの利用者負担の4分の1が軽減されます。</p> <p>&lt;対象サービス&gt;            訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業、第1号通所事業</p>	<p>対象者：            市民税非課税世帯、年間収入が単身世帯では150万円以下、負担能力のある親族等に扶養されていないこと等の要件があります。</p> <p>介護保険課            給付係            TEL934-4874</p>
<p>施設入所等の居住費・食費の軽減</p>	<p>①生活保護を受けている方や②市民税非課税世帯の方が施設に入所した場合やショートステイを利用した場合に、施設に支払う居住費・食費を軽減します。</p> <p>※①②の方でも、世帯分離をした配偶者が市民税課税者の場合や、預貯金等が基準額を超える場合は、対象となりません。</p>	<p>軽減額：            施設ごとの基準費用額と利用者ごとの負担段階による負担限度額との差額を介護保険から給付します。</p> <p>介護保険課            給付係            TEL934-4874</p>
<p>介護サービスの利用者負担減免</p>	<p>要介護・要支援認定の認定を受けた方、または世帯の主たる生計維持者が、災害により財産に著しい損害を受けたとき又は、失業等により収入が著しく減少した場合などに介護サービスの利用者負担額を減免します。</p>	<p>減免割合：            損害の程度や所得減少の程度と前年の合計所得金額の段階に応じて、利用者負担の1割から3割について、100分の96から100分の100の範囲で減免します。</p> <p>介護保険課            給付係            TEL934-4874</p>
<p>介護保険料徴収猶予</p>	<p>第1号被保険者または世帯の主たる生計維持者が、災害により財産に著しい損害を受けたとき又は、失業等により収入が著しく減少したときで保険料の全部又は一部を一時的に納付できない場合などに申請により保険料の徴収を猶予します。</p>	<p>徴収猶予の期間内は、督促手数料や延滞金がかかりません。</p> <p>介護保険課            保険料係            TEL：934-4836</p>
<p>介護保険料減免</p>	<p>第1号被保険者または世帯の主たる生計維持者が、災害により財産に著しい損害を受けたとき又は、失業等により収入が著しく減少したときで、保険料の納付が困難である場合などに、申請により保険料を減免します。</p>	<p>減免割合：            損害の程度や所得減少の程度と保険料段階に応じて、保険料を100分の12から100分の100の範囲内で減免します。</p> <p>介護保険課            保険料係            TEL：934-4836</p>

サービスの内容		対象者・利用料等	申込・問合せ他
介護保険料減免	生活保護法による被保護者と同程度に困窮していると認める場合、申請により保険料を減免します。	<p>対象者：</p> <p>次の全てに該当する方</p> <p>①世帯収入が生活保護の要否判定基準額以下</p> <p>②市民税課税者の扶養になっていない</p> <p>③市民税課税者と生計が同一でない</p> <p>④資産保有額が一定額以下</p> <p>⑤生活保護を受けていない</p> <p>減免割合：</p> <p>当該年度分の2分の1を減免します。</p>	<p>介護保険課 保険料係 TEL:934-4836</p>
介護相談員の派遣	介護保険サービスの質を向上させるため、サービス利用に関する利用者の苦情や不満を聞いて、事業者や市へ橋渡しする介護相談員を介護保険施設などのサービス提供の場に派遣します。	<p>派遣施設：</p> <p>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、特定施設、グループホーム、デイサービスセンター、有料老人ホーム等</p>	<p>長寿福祉課 施設・指導係 TEL:934-4873</p>

(5)生活困窮者支援サービス

サービスの内容		対象者・利用料等	申込・問合せ他
生活保護	病気や失業などにより、生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、自立に向けての支援を行います。	対象者： 生活困窮世帯	社会福祉課 生活保護1・2・3係 Tel:934-4822・4823・2595
生活困窮者に対する自立支援	沼津市自立相談支援センターにおいて、生活困窮者からの相談に応じ、就労支援など必要なサービスを提供することにより、自立に向けての支援を行います。	対象者： 生活保護受給者以外の生活困窮者	沼津市自立相談支援センター Tel:922-1620 社会福祉課 生活支援係 Tel:934-4863

## (6)その他の支援サービス

サービスの内容	対象者・利用料等	申込・問合せ他
中国残留邦人等に対する生活支援	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、支援給付等の支援を行います。	対象者： 特定中国残留邦人等 (法律により国が認定した方)
女性相談	女性相談員がDV(ドメスティックバイオレンス)等女性に関わる相談に応じ、必要な支援を行います。	対象者： 女性 (男性からの相談にも対応)
災害見舞金の支給	自然災害や、火災などの災害により被害を受けた世帯に対して、災害見舞金を支給します。 ・住居の全焼又は全壊 1世帯 30,000円 ・住居の半焼又は半壊 1世帯 20,000円 ・住居の床上浸水 1世帯 10,000円 ・死亡 1人 30,000円 ・負傷又は疾病 1人 20,000円 (1か月以上の治療を要する見込みのもの)	対象者： 市内に住所を有する 災害被害者世帯等
罹災証明書の発行	自然災害により、住家が被害を受けたことを証明する書類で保険会社の損害保険などを利用するために発行するものです。 ※福祉企画課での申請の後、資産税課による調査が必要となります。 ※火災による「罹災証明書」については、消防署での取り扱いとなります。	対象者： 市内に住所を有する 災害被害者世帯等
福祉関係への寄附の受入れ	市及び沼津市社会福祉協議会では、福祉関係への寄附を受け入れています。 また、日本赤十字社沼津市地区では、災害などにあつた地域に対する義援金の受付をしています。	-
成年後見制度に関する相談	成年後見制度に関する相談に対応しています。	対象者： 沼津市民